

【 第 9 号議案 】

役員、機関及び組織構成に関する会則の改正について（案）

大町ひじり学園 P T A 会則の一部を次のように改正したいので、同会則第 7 条第 2 項の規定により総会の決議を求める。

(改正箇所は下線部)

改 正 案	現 行
<p>(運営委員会)  <u>第 9 条 運営委員会は、会長・副会長・母親委員長・総務・広報部長、副部長・学年部長、副部長・父親部長、副部長・校長・副校長・事務長・小学部教頭・中学部教頭・小学部教務・中学部教務をもって構成する協議機関で次の事項を決める。</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>(運営委員会)            第 9 条 運営委員会は、会長・副会長・母親委員長・総務・母親部長、副部長・広報部長、副部長・学年部長、副部長・父親部長、副部長・校長・副校長・事務長・小学部教頭・中学部教頭・小学部教務・中学部教務をもって構成する協議機関で次の事項を決める。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p>

【 第9号議案 】

役員、機関及び組織に関する会則の改正について（案）

大町ひじり学園PTA会則の一部を次のように改正したいので、同会則第7条第2項の規定により総会の決議を求める。

(改正箇所は下線部)

改 正 案	現 行
<p>(専門部会) 第10条 <u>専門部会は、広報部・学年部・父親部とし、各専門部部長の要請で開催する。</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(専門部会) 第10条 専門部会は、母親部・広報部・学年部・父親部とし、各専門部部長の要請で開催する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

【 第9号議案 】

役員を選出及び任務に関する会則の改正について（案）

大町ひじり学園PTA会則の一部を次のように改正したいので、同会則第7条第2項の規定により総会の決議を求める。

（改正箇所は下線部）

改 正 案	現 行
<p>（任務） 第14条 役員の仕事</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （母親委員長）<u>母親委員長は、県P郡Pの母親委員長会と連携を取り業務を遂行する。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 （略）</p>	<p>（任務） 第14条 役員の仕事</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （母親委員長）母親委員長は、母親部と協力して母親部の活動を進める。また県P郡Pの母親委員長会と連携を取り業務を遂行する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 （略）</p>